

苓北町富岡城公園施設二の丸東角櫓の利用及び管理に関する規則（令和5年3月31日規則第11号）

最終改正:令和6年2月29日規則第2号

改正内容:令和6年2月29日規則第2号 [令和6年3月1日]

（趣旨）

第1条 この規則は、苓北町富岡城公園施設設置条例（平成27年苓北町条例第11号。以下「条例」という。）別表第1に規定する二の丸東角櫓（呼称は、「ワーキングスペース富岡城東角櫓」という。以下同じ。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 ワーキングスペース富岡城東角櫓の休館日（以下「休館日」という。）は、12月30日から翌年1月1日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第3条 ワーキングスペース富岡城東角櫓の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（利用の申請）

第4条 ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用する者（以下「申請者」という。）は、利用する日又は利用を開始する日（以下「利用日」という。）の2日前までに、ワーキングスペース富岡城東角櫓利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に本人確認書類の写しを添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、申請者が未成年者であるときは、その保護者の同意を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施設の利用をワーキングスペース富岡城東角櫓予約システムで申請する場合は、申請書の提出を省略することができる。ただし、本人確認書類の写しは利用日までに提出するものとする。

（利用日数の制限）

第5条 同一の個人又は団体がワーキングスペース富岡城東角櫓を連続して利用できる日数は7日を限度とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用の許可）

第6条 町長は、第4条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、ワーキングスペース富岡城東角櫓の利用を許可し、ワーキングスペース富岡城東角櫓利用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 町長は、前項の規定による許可に際し、ワーキングスペース富岡城東角櫓の管理運営上必要な条件を付すことができる。

3 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、ワーキングスペース富岡城東角櫓利用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められるとき。

（2）他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。

（3）ワーキングスペース富岡城東角櫓の施設、設備等を毀損し、若しくは滅失し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。

（4）熊本県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に該当する者と認められるとき。

（5）その他ワーキングスペース富岡城東角櫓の管理上支障があると認められるとき。

（利用の取消し又は変更等）

第7条 前条第1項の規定により利用の許可を受けた利用者は、ワーキングスペース富岡城東角櫓の利用を取消し、又は変更しようとするときは、速やかに町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった時は、これを審査の上、利用の取消し又は変更の可否を決定し、当該利用者に通知するものとする。

（利用の許可の取消し等）

第8条 町長は、条例第13条第1項の規定によりワーキングスペース富岡城東角櫓の利用の許可を取消し、又は変更したときは、利用者に通知するものとする。この場合において、利用者は、直ちにワーキングスペース富岡城東角櫓を原状に回復しなければならない。

（使用料）

第9条 利用者は、別表に定める額により算出（消費税及び地方消費税相当額を含む。）した使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、当該使用月分を翌月10日までに納入しなければならない。

（使用料の減免）

第10条 条例第10条の規定による使用料の減免については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1）町が利用する場合 全額免除

（2）その他町長が必要と認める場合 町長が定める割合

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、ワーキングスペース富岡城東角櫓使用料減免申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該各号に定めるところにより還付することができる。

（1）利用者の責めによらない理由により利用することができない場合 全額

（2）その他町長が必要と認める場合 町長が定める割合

（利用者の遵守事項）

第12条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用する者(以下「利用者」という。)は、条例及び本規則を遵守するとともに、本施設利用責任者の指示に従わなければならない。
- (2) 利用者が、ワーキングスペース富岡城東角櫓の施設、設備等を毀損し、又は滅失した場合は、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。
- (3) 指示された場所以外は、出入りし、又は利用しないこと。
- (4) 許可を受けずに、備品、器具等及び附属設備を移動し、又は利用しないこと。
- (5) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 利用者が、故意又は重大な過失によりワーキングスペース富岡城東角櫓の施設、設備等を毀損し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月29日規則第2号)

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

苓北町長 様

申請書 住所

氏名 印

(団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記入)

ワーキングスペース富岡城東角櫓利用許可申請書

ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用したいので、苓北町富岡城公園施設二の丸東角櫓の利用及び管理に関する規則第4条の規定により、許可くださるよう申請します。

申請者 連絡先	(自宅又は勤務先の電話) _____ - _____ (携帯電話) _____ - _____ (メールアドレス) ( _____ @ _____ )
利用目的	ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用する理由を記入して下さい。
<input type="checkbox"/> 個人利用	<input type="checkbox"/> 一時利用 (申請者含む利用者数 _____ 人) 年 月 日から 年 月 日まで ( _____ 日間) 午前・午後 _____ 時から _____ 時 _____ 分まで ( _____ 時間 _____ 分)
<input type="checkbox"/> 貸し切り利用	<input type="checkbox"/> 貸し切り利用 (申請者含む利用者数 _____ 人) 年 月 日から 年 月 日まで ( _____ 日間) 午前・午後 _____ 時から _____ 時 _____ 分まで ( _____ 時間 _____ 分)  ※ 次の欄には申請者を含む利用予定者を記載して下さい。 ※ 欄が不足する場合は、別紙(任意様式)にて提出して下さい。
	氏 名                      年 齢                      住 所
	_____
	_____
	_____
	_____

※ 添付書類：本人確認書類の写しを添付してください。(利用者全員分)  
 ※ 同一の個人又は団体がワーキングスペース富岡城東角櫓を連続して使用できる日数は7日が限度です。

第 年 月 日  
号

様

苓北町長

## ワーキングスペース富岡城東角櫓利用許可書

年 月 日付けで申請のあったワーキングスペース富岡城東角櫓の利用については、苓北町富岡城公園施設二の丸東角櫓の利用及び管理に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり利用を許可します。

利用目的			
承認事項	<input type="checkbox"/> 一時利用（申請者含む利用者数 人） 年 月 日から 年 月 日まで（ 日間） 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで（ 時間 分）		
使用料	円		
使用料の内訳	一時利用	$(300円 \times 1時間 + 100円 \times ( ) 時間)$ $\times ( ) 人 \times ( ) 日$	円

## 備考

- ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用する際は、利用許可書を携帯し、施設管理者に提示を行った上で利用してください。
- 利用にあたっては規則を遵守し、適正に利用してください。

## 教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、苓北町長に対して審査請求をすることができます。
- 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、苓北町（訴訟において苓北町を代表する者は苓北町長となります。）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

荅北町長

ワーキングスペース富岡城東角櫓利用許可書

年 月 日付けで申請のあったワーキングスペース富岡城東角櫓の利用については、荅北町富岡城公園施設二の丸東角櫓の利用及び管理に関する規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり利用を許可します。

利用目的			
承認事項	<input type="checkbox"/> 貸し切り利用（申請者含む利用者数 人） 年 月 日から 年 月 日まで 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで（ 時間 分）		
使用料	円		
使用料の内訳	貸し切り利用	$(2,000円 \times 1時間 + 500円 \times ( ) 時間) \times ( ) 日$	円

備考

- 1 ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用する際は、利用許可書を携帯し、施設管理者に提示を行った上で利用してください。
- 2 利用にあたっては規則を遵守し、適正に利用してください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、荅北町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、荅北町（訴訟において荅北町を代表する者は荅北町長となります。）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号  
年 月 日

様

苓北町長

ワーキングスペース富岡城東角櫓利用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあったワーキングスペース富岡城東角櫓の利用については、苓北町富岡城公園施設二の丸東角櫓の利用及び管理に関する規則第5条第3項の規定により、不許可と決定したので通知します。

(不許可の理由)

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、苓北町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、苓北町（訴訟において苓北町を代表する者は苓北町長となります。）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

苓北町長 様

申請書 住所

氏名

印

(団体にあっては、所在地、名称及び代表者氏名を記入)

ワーキングスペース富岡城東角櫓使用料減免申請書

ワーキングスペース富岡城東角櫓を利用するにあたり、使用料の減免を受けたいので、苓北町富岡城公園施設二の丸東角櫓の利用及び管理に関する規則第10条第2項の規定により、使用料の減額・免除を次のとおり申請します。

利用期間	<input type="checkbox"/> 個人利用 (一時利用) 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで ( 時間 分)
	<input type="checkbox"/> 貸し切り利用 (一時利用) 年 月 日から 年 月 日まで ( 日間) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで ( 時間 分)
減 免 申請理由	

処理状況

決 定	減 額	免 除	却 下
使 用 料	算出した使用料		円
	減 免 額		円
	支 払 額		円
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号		

※ 太枠内は、記入しないでください。